

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和2年9月1日(火)
午後 1時56分
場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	阿久津 則 男 君	副委員長	小 塚 孝 君
	河原井 大 介 君		三 村 孝 信 君
	藺 部 一 君		猿 田 正 純 君
	加藤木 直 君		

欠席委員(なし)

地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	鯉 渕 和 己
財 務 課 長	船 橋 行 子

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和2年度第3回議会定例会の運営について

① 議事日程（案）について （資料1）

② 一般質問について （資料2）

③ 会期日程（案）について （資料3）

9月8日（火）～18日（水）までの11日間

④ 決算審査の取扱と審議方法について（資料4）

・決算特別委員会の設置について

・審議方法について

⑤ 請願の取扱について （資料5）

(2) 公職選挙法の一部改正について （資料6）

(3) 議会運営の改善を求める申し入れについて

（藤咲 芙美子議員提出） （資料7）

(4) 新型コロナの影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める

意見書の提出について （資料8）

(5) 臨時会に関する文書について （資料9）

(6) 町民要望について （資料10）

(7) その他

5 閉 会

午後 1時56分開会

開 会

○委員長（阿久津則男君） それでは、本日は何かとご多用のところご出席をいただき大変ご苦労さまでございます。それでは、定刻前かもしれませんが、ただいまから令和2年第3回議会定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（阿久津則男君） さて、本日の会議は来る9月8日に予定されております、令和2年第3回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問について確認し、また、会期日程等について審議を決定するものであります。

慎重なるご審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

議長挨拶

○委員長（阿久津則男君） なお、本日、関議長が出席しておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくどうぞ。

○議長（関 誠一郎君） 皆さん、改めてこんにちは。

本当に猛暑猛暑で暑かった日が、今日はぐっと秋らしくなってきました。農作業のほうも忙しい農繁期に入るかと思っておりますが、今日は、第3回の定例会の議会運営委員会ということで、皆様方の慎重なる審議をよろしく願いしまして、挨拶といたします。

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございました。

協議事項

○委員長（阿久津則男君） それでは審議に入ります。

（1）令和2年第3回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程（案）について事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは議事日程につきましてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 の議事日程（案）をご覧ください。

日程第 1 につきましては、会議録署名議員の指名でございます。

日程第 2 は、会期の決定でございます。

定例会に係る案件は日程第 3 からでございます。

議案関係になります。日程第 3、議案第 53 号から日程第 23、議案第 73 号までの 21 件でございます。

次に、請願が 2 件ございまして、最後に報告関係でございます。

日程第 26、報告第 65 号から日程第 33、報告第 72 号の 8 件となっております。

以上、本定例会に提案されます議案 21 件、請願 2 件、報告 8 件、合わせて 31 件でございます。

以上、議事日程（案）についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、説明が終わりましたので、ここで議事日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

進行してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、次に②一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、一般質問につきましてご説明申し上げます。

3 ページの資料ナンバー 2 をお開き願います。

今回の一般質問者につきましては、3 名の議員さんから通告がございました。

通告順にご説明いたします。

まず 1 人目といたしまして、4 番、藤咲議員より通告がございました。3 項目質問がございまして、要旨、内容につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

1 番、桜井議員より通告がございました。3 項目の質問がございまして、要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

8 番、河原井議員より通告がございまして、4 項目の質問でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。

以上、一般質問についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） 事務局の説明が終わりました。

事務局の説明どおり、質問者は合計3名で、通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 異議なしということで、ありがとうございます。

次に、③の会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、第3回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明を申し上げます。

6ページ、資料3をご覧ください。

6ページには、本年度の会期日程（案）、7ページに昨年度の第3回定例会会期日程の実績をお示ししてございます。

6ページにお戻りいただきご覧願います。

第3回議会定例会の開催につきましては、9月8日が初日となるところでございます。

8日には提案理由の説明、請願、委員会付託を行いまして、散会となる日程案となっております。翌9日から14日までは休会とし、後ほどご審議いただきたいと存じますが、令和元年度一般会計等の決算について審査する案となっております。なお、審査日は9日、10日と11日の3日間を審査の予定日といたしております。

15日は一般質問を予定してございます。なお、先ほどご説明を申したとおり、一般質問者は3名でございます。

16、17日は議事整理のための休会といたしまして、18日には委員長報告、質疑、討論、採決、また、請願の審議結果の報告を受けましての閉会を予定したものでございます。

以上のように、9月8日から18日までの11日間を第3回議会定例会の会期日程（案）としたものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、会期日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 異議なしということで、ありがとうございました。

次に、④の決算審査の取扱いと審議方法についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 決算審査の取扱いと審議方法についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

資料ナンバー４でございます。

この決算審査の取扱いと審議方法につきましては、毎年城里町決算審議要領に従いまして、審議いただいております。

城里町決算審議要領に、決算は決算特別委員会を設置し、議案を付託し、常任委員会方式により所管の決算について審議するでございますので、決算特別委員会を設置し、9日からご審議をいただく案となっております。

今回は、審議日を9日水曜日、10日木曜日の2日間を予定し、11日金曜日は予備日いたしました案でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） 事務局の説明が終わりましたので、ここで決算審査の取扱いと審議方法に対するご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、ないということですので、毎回そうですが、決算審査の取扱いについては、次の方法につきましては、特別委員会を設置して、所管の常任委員会に付託し、従来どおり審査をしていただくという方法でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、決算審査の取扱いと審議方法については、従来どおり9日水曜日に総務民生常任委員会、10日木曜日に教育産業常任委員会において審議をしていただくことにいたします。

続いて、⑤の請願の取扱いを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、請願の取扱いについてご説明いたします。

9ページの資料5をお開きください。

今回、請願2件の提出がございました。

続きまして、10ページをお願いいたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でございます。

請願代表者は、茨城県教職員組合、杉山 繁様でございまして、紹介議員は河原井大介議員となっております。

11ページから内容をご説明いたします。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、義務教育費国庫負担制度につきましては、国庫

負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財源を圧迫しています。こうした観点から2021年度政府予算編成において、本請願事項が実現されるよう、国の関係機関への意見提出を請願いたしますという内容でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願でございます。

請願代表者は、石塚7区長、柳橋正二様でございます。紹介議員は三村孝信議員となっております。

13ページから内容をご説明いたします。

石塚地内、町道0207号線と1526号線の交差点には、現在点滅式の信号機が設置されていますが、この交差点は多くの車や人が行き交い、スクールゾーンにもなっています。また、長年にわたり、交通事故が多発していることや、この地区内で予定されている町営住宅の建設により、ますます交通量の増加が予想されることから三灯式信号機の設置と、横断歩道の整備を関係機関に働きかけていただくよう請願いたしますという内容でございます。

以上、簡単ではございますが請願2件の内容のご説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりました。

請願の取扱いにつきましては、従来から各所管常任委員会に付託し、審査を行っていたいただいております。今回も同様にしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

異議なしということですので、それでは、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。三村委員長よろしくお願いいたします。

次に、請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願につきましては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。菌部委員長よろしくお願いをいたします。

次に、（2）公職選挙法の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 公職選挙法の一部改正につきまして、事務局よりご説明いたします。

14ページの資料6をご覧ください。

今年6月の通常国会において、公職選挙法の一部を改正する法律案が議員提案として提

出され、可決成立いたしました。それに伴い、茨城県町村議会議長会より条例制定の依頼がございました。

内容につきましては、17ページに概要が載っております。

主に3点ございまして、1点目が町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大としております。公営の拡大として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、公費で実施できるというものでございます。

2点目が町村議会議員選挙におけるビラ頒布、上限枚数1,600枚の解禁。

3点目が町村議会議員選挙における供託金制度15万円の導入となっております。

以上の内容について、条例を定めることによって町でも対象になるということでございます。

以上、簡単ではございますが公職選挙法の一部改正についてご説明いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） 事務局の説明が終わりましたので、皆様方のご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

三村委員。

○委員（三村孝信君） ちょっとこの内容について聞いてもいいの。大丈夫。

選挙用自動車の使用なのですが、これどの辺まで公費の中で認めるのでしょうか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） これもすいません今手元にないのですが、細かい資料がございまして、これもすいません……後で……

○委員（三村孝信君） じゃ、委員長、いいですか。

かなり選挙活動に多大に影響を及ぼすことでありますから、詳しい内容を説明してもらえように取り計らってもらえれば、全ての議員に。

○委員長（阿久津則男君） あと、さっきも事務局で説明あったように、とにかく条例をつくらないと駄目らしいので、これ総務課長、条例を総務課のほうで。

○総務課長（鯉淵和己君） 今説明がありましたように、ここに書いてある3点が改正でございます。第3のところは、法律で決まっていますので、これは条例は必要ないと思うのですけれども、それ以外は条例を作成するというので、一応12月の議会に上げたいと今総務課内部では話し合っています。

今日午前中、選挙管理委員会がありまして、やはりこれを説明しました。こういうふうに変わりますということで。

○委員（三村孝信君） じゃ、12月のこの条例を整備して議会に出すんでしょうから、そのときに詳しく説明を受けるということで、普段どおりでいいんだね。分かりました。

○委員長（阿久津則男君） 条例は総務課のほうでつくってくれるんですね。

○総務課長（鯉淵和己君） はい。

○委員長（阿久津則男君） よろしく申し上げます。

あとは、12月に出すということで。

その前にやはり説明会はあるのでしょうか。議運なら議運で。

○総務課長（鯉淵和己君） はい、分かりました。

○委員長（阿久津則男君） よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにないでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（阿久津則男君） それでは、意見もないようですので、ここで、執行部の方々は退席していただいて結構です。

お疲れさまでした。

○副委員長（小坏 孝君） 執行部に聞くやつないの。

聞くことがあれば、聞いて。

○委員（河原井大介君） 今のところは、全協とかありますから。

○副委員長（小坏 孝君） ここで聞くことは……

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） ごめんなさい、すぐ終わります。

よく藤咲さんとかが言っていた歳出予算の見積書というんですかね、よく質問されますよね。あれなるべくできる範囲で全部とは言いませんが主要の歳出の大きな金額、今回で言えば開発公社に出すお金とかあると思うんですけれど、その金額で歳出の予算とか見積り、積算根拠が分かるものを全協までに出していただければ助かります。

○委員長（阿久津則男君） それから、この主要事務見てないんだけど、細かく書いてあるのかな、今回。

○委員（河原井大介君） 決算は、中身は決算委員会で精査するんですけど。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 今までと同じ。

○委員長（阿久津則男君） 今までと同じ。本当は詳細を書くようになって言ったんだよな。右側の摘要欄に。

○副委員長（小坏 孝君） 予算と決算のな。

○委員（河原井大介君） できる範囲で出していただければ。

○委員長（阿久津則男君） あまりにも真っ白でもあれだから。

○委員（河原井大介君） 委員長すいません私が言ったのは、一般会計の補正予算をまずは歳出予算の見積書を出していただきたい。まずは、全協までには。あと、決算で先ほど委員長おっしゃったように、決算事務出してもらえれば。

○委員長（阿久津則男君） これ去年から言ってたんだよな。決算報告のときは。今年の予算ぐらいだったかな。摘要欄にできるだけ書いておいてほしいと。そういうことはやはり守ってほしいんだよな。

スムーズにそのほうが進行するから、余分な質問しなくて済むし。

○副委員長（小坏 孝君） あれだよな。事務事業報告のほうで細かく書いてあるみたいだから、あれでちゃんとあれさ書いといてあげたら、ある程度。事業報告のほうで。あれにある程度書いてあるから、あれ見て……

○総務課長（鯉渕和己君） 予算書の積算の根拠等についてとかは、ちょっとどこまで出せるか分からないんですけど。

○委員（河原井大介君） 補正予算で補正する場所というのも決まっています出されていると思うんですけど、それについて大きな金額になっていると思うんですが、それについてどういうふうな根拠で、予算を税金をぶち込むかという説明が欲しいわけです。理由がなければ税金使えないですよ。

○総務課長（鯉渕和己君） 分かりました。検討してみます。

それと、あのいいですか委員長。

議案27号なんですけれども、人事案件になっております。先議をお願いしたいんですけども。

○委員長（阿久津則男君） あ、先議でね。内容は。

○総務課長（鯉渕和己君） 城里町人権擁護委員の推薦についてということなんですけれども、人権擁護委員今現在町に7人おまして、合併時のすり合わせの関係で、少しずつ任期がずれています。今回は、七会地区なんです。2名の方、いずれも再任でお願いしたいということ。

○委員長（阿久津則男君） 了解取ってあるんですね。

○総務課長（鯉渕和己君） はい。

和氣 力さんと、仲田文子さんという方、現在もやっている方なんですけれども、この人をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

○副委員長（小坏 孝君） これ切れちゃって不在ということじゃなくて、今何人なんでしょう。

任期いつまでなの、確認をしないと。

○総務課長（鯉渕和己君） 9月30日までです。

○副委員長（小坏 孝君） 切れているの。

○総務課長（鯉渕和己君） 切れていないです。

○副委員長（小坏 孝君） 来年の6月。

○総務課長（鯉渕和己君） 今年のです。今年の9月30日までなので、今回の議会で。9月です。

○委員長（阿久津則男君） 分かりました。お疲れさまでした。

○副委員長（小坏 孝君） じゃ、今言われたように事業報告書に載っているのは細かく書いとけよな。

○総務課長（鯉渕和己君） ちょっと検討してみます、すみません。

○委員長（阿久津則男君） それでは、次に（３）です。議会運営の改善を求める申し入れについてから、（６）町民要望についてを一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは事務局よりご説明させていただきます。

18ページ、資料7をご覧ください。

議会運営の改善を求める申し入れについてでございますが、正副議長と議運委員長宛てに藤咲議員より提出されました。

内容につきましては、申入書をご覧いただきたいと存じますが、回答を文書でお願いいたしますとのことなので、回答内容についてのご審議をお願いしたいと存じます。

続きまして、19ページ、資料8をご覧ください。

新型コロナの影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、茨城県町村議会議長会より依頼がございました。

内容につきましては、21ページに意見書案を添付してございますので、確認していただきまして、提出するかどうか、提出する場合は提出者をどうするか等ご審議をお願いいたします。

続きまして、23ページ、資料9をご覧ください。

臨時会に関する文書についてでございますが、さきの臨時会の最中に開催されました議会運営委員会において、上遠野町長が出席した際、会議の3日前には議案書を配付できるよう努める旨、文書で提出するという事になってございまして、資料9のように提出がされましたので、確認をお願いいたします。また、この文書をほかの議員さんに配付するか等、取扱いについてご審議をお願いいたします。

続きまして、24ページ、資料10をご覧ください。

町民要望についてでございますが、提出者は城里町阿波山777番地、船橋年男様でございます。

このとき、たまたま河原井副議長がおりましたので、対応をしていただきました。

内容につきましては、資料10をご覧いただければと存じます。こちらについての取扱いもご審議をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議会運営の改善を求める申し入れ（３）から、（６）町民要望についてまでのご説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、まず一つ一つやっていきたいと思っております。

まずは、藤咲議員のほうから議会運営の改善を求める申し入れということで、議員の権利が行使できますよう求めますということで、1つ目、住民の声が生きる民主的運営を求めますということで、議会ごと、臨時会を含む議会ごとに執行部から提出される議案につい

ては、可能な限り詳細な資料を添えて提出するよう、執行部に求めてくださいと。それは今後全ての議会で実施するようにしてくださいということでもあります。

これについては、委員の皆様方がでしょうか。

○委員（藺部 一君） これは私はいいと思います。細かく出せというんでしょう。

○委員長（阿久津則男君） 前からこれは求めていたことで、執行部がなかなかやっていたので、改めてまた求めるということで、そのようにまたしたいと思います。

2つ目、討論についてなんですが、この文書はみんな読んでありますか。今読んでいます。

討論は結局賛成討論のみでも討論したいというようなことなんでしょうね。これについてはどうでしょうか。

これ執行部ではちなみに、この隣接の市町村では。

事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 近隣の情報を調査してまいりました。

まず、茨城町、茨城町は事前通告制を取っていますと、この話をしましたら、やはり茨城町は前例がないよと。こういうことを言われたらどうしますと聞いたら、想定していない、されたらどうします、やらせないという返事でした。大子町、同じく事前通告制で前例なし、想定していない、やはり声があってもやらせない。大洗町、同じく事前通告制、前例なし、も、やらせません。東海村は前例がある、事前通告制を取っており、やらせませすという回答でございました。

以上です。

東海村はすみませんうちと違って、会派制を取っていますのでちょっと違うんですよ。

私がこの議会事務局に来たばかりのときもこれで結構議論しました。

○委員長（阿久津則男君） これは、大洗にしても茨城町にしても大子町にしても、その理由というのは言っていないですか、パフォーマンス的になってしまうというようなことは言っていなかったですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 反対がないのに何で賛成討論をするのという、まず、反対があつて賛成、反対があつて賛成と続けるのに。反対討論がないのに別に賛成討論必要ないでしょうねという。

○委員長（阿久津則男君） 大体常北町どこの議会も、決めようは決めようなんだろうけど、ずっと先輩方がそうやって決めてやってきた議会でしょうから、どうですか、委員の皆様方のご意見を聞きたいと思いますが。

議長。

○議長（関 誠一郎君） これやられると、やはり選挙の年とかそういうときはもうパフォーマンスになることも考えなくてはならないよね。だから、賛成討論はちょっと私はやってはおかしいんじゃないのかなという気がします。

○委員長（阿久津則男君） どうですか、委員の皆様。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 執行部がその議案、例えば事業でも何でも出すときというのは、基本賛成してもらうのが基本だと思うんです。それが。で、その中でやはり金銭的な部分とかいろんな部分でやはりちょっとこれはまずいんじゃないのかというものがあるので反対があるので、基本はあくまでも賛成が、通常は賛成なんだよと、だから、私は反対がないのにやる必要はないんじゃないかなというふうに思いますけどね。

強行にそれを推し進めるために賛成討論はやるんだから、ここも駄目でしょうということにも関わらずやりたいということだから、それがなければ賛成討論はあえてやる必要性はないんじゃないかなというふうには思うんですけれども。さっき委員長言われましたように、確かにパフォーマンス的な部分でやる場合ももちろんあるので、そういったことも防止するためにもやらないほうがいいかなという気はしますね。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） ほかの委員の皆様はどうでしょうか。

これ採決採っちゃっていいですか。

○副委員長（小坏 孝君） 今聞いたように、やはり各市町村足並みそろってないし、やはり今までがやはりパフォーマンス的だという形でいくとやはり時期尚早なのかなという感じがするし。やはりここでやはり答えをきちんと出してもいいかなという感じがするんだけど、どうだろうね。

○委員（菌部 一君） 私もそれでいいと思います。パフォーマンス的なことが強ければ、やはり従来どおりやらないということ。

○委員長（阿久津則男君） じゃ、パフォーマンスになりがちということもあるので、このまま賛成討論のみは認めないということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、反対意見もないのでそのようにしたいと思います。

次に、委員会に付託した議案の取扱いについてですが、予算決算の審議が委員会に付託されて審議します。そして、議会としての最終的な表決は本会議で行われます。表決は簡易表決によらず、基本的に起立採決にしてください。その際、討論は省略できない。

これはあれですよ、局長は予算決算が簡易表決はしていないんですよ今までも。必ず起立でやっているんですから、だから勘違いしているんだと思うんですが、藤咲さんが。三村委員。

○委員（三村孝信君） これ本会議での話なのかな。この委員会の中での表決をきちっとやれと言っているのはまた違うのかな。どうなんだろうね、これ。

○委員長（阿久津則男君） 委員会では挙手。挙手も起立も一緒ですもんね。

○委員（三村孝信君） だからよく分からないんだよ、これ意味がね。

本会議では今までも委員長言ったように、起立採決しているんだから、わざわざこういう書いてあるというのは、あれなのとも違うのかなと思うんだよね、委員会の中でというのと違うのかな。それはちょっと気の回し過ぎかな。

藤咲さんだって起立採決しているのは分かっているじゃない。

○副委員長（小塚 孝君） 委員会では採決みたいにとっているんだから、やはりそこで藤咲さんはきちんと反対って言っているよな、いつも。だから委員会ではないと思うのよ。で、あと本会議でもやはり起立採決でやって、藤咲さんは座っているし、だから今のままでも。

○委員（三村孝信君） いや、今のままでももちろんいいですよ。いいんだけど、藤咲さんが勘違いしているんじゃないかと。委員会と本会議を。

○委員長（阿久津則男君） これもしかすると、陳情・請願のやつは本議会で賛成とか、異議なしと求めるから、そうすると議長が。異議ありませんかと言ったらこれ委員長報告で採決されましたとなると、異議ありませんかという、異議なしでばしってやっちゃうから、その辺なのかもしれないんだけど、でもそれは異議ありの場合は異議ありってやればいいですよ。また、それで通ると、今度は発議にまた出したりするんですもんね。そのときは藤咲さんだって反対のときは座っているんでしょから。

○委員（三村孝信君） じゃこれはあれだね。今までやっていますというのを指摘してあげたらいいんじゃない。

○委員長（阿久津則男君） それしかないですよ、この文書に対してはね。これはやっていますということで報告しておきます。

次に、4番目なんですけど、議員からの質疑に対し、答弁者の音声聴取できないことがありますと、傍聴者に対し、議事日程、一般質問など配布は当然ですが、議事で配られる資料などを傍聴者に配付されていません。傍聴者がより理解できるよう可能な限り資料配布をお願いします。配布できない場合は、閲覧できるように手配をお願いしますということなんですけど、これについてはいかがでしょうか。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 資料ってどの程度までのをいっているのかな。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議場で追加された資料も出せというイメージだと思います。

○議長（関 誠一郎君） 細かい資料まで求めているんだよ。

○委員（三村孝信君） それは厳しいよね。

○委員（蘭部 一君） それは駄目だよな。

○委員長（阿久津則男君） 事務局も職員に配るのさえ大変です。それを傍聴までというのは厳しい。

三村委員。

○委員（三村孝信君） よその議会によっては、市議会とかで、うちの出しているやつよりももっと丁寧な一般質問のあれを出しているところもあるよね。丁寧なやたら結構詳しいやつ、出しているところあるけれど、ここも項目これぐらいは出しているんですもんね。今出しているでしょう。一般質問のやつ。それで十分じゃないの、と思うけどね。これこんなの議員が持っている議場で配っている資料を傍聴席まで配れというのはそれはちょっと無理だろう、それは。

○委員（蘭部 一君） そうだよな、無理だよな。無理だと思います。

○議長（関 誠一郎君） これは職員膨大な仕事量になっちゃう。

○委員（三村孝信君） なっちゃうし、機密性とか。

案件によっては入り切れないことだってある。

○副委員長（小坪 孝君） 第一番に議員に資料が出ないとどうしようもない。

これも時期尚早という感じだよな。

○委員（三村孝信君） 議会が終わって、文書公開請求すれば出せるじゃない。

○副委員長（小坪 孝君） 閲覧くらいは。

○委員（三村孝信君） 正式な文書なんだから、公文書を公開請求すれば、幾らでも見られるので。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 現在45部刷ってもらっているんですよ。これを45部刷ってもらっているんです。14名と執行部と新聞記者みたいな傍聴者と。あと、保存用と。45部でなくなっちゃうもんな。で、45部、これだけの資料を作るとなると、ここ全部資料を並べて、それを45回ぐるぐる回るわけなんです。その1冊作るために。それが、あと10部増やすっていうだけでも、相当なだから差しかえなんていうのはとんでもないですよ。それを傍聴者がどこまで理解しているか分からないのも。

○副委員長（小坪 孝君） これ閲覧させても説明者がいないと。

○委員（三村孝信君） これ議員だって全部目を通す人はいないと思うよ。傍聴者がこれを見たって、枕にして寝ちゃうよ。

これ録音されているんだっけな。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 実際職員もこれ見ても説明ないと分からないですよ。

○委員長（阿久津則男君） じゃ、資料の配布と、あと閲覧は無理ということで、決定したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に19ページなんです、ナンバー8です。これについてはいかがでしょうか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 茨城県の町村議長会から各町村議長宛てに21ページの意見書を、22ページの宛てにいつものとおり案を出してよという依頼でございます。近隣の市町村とも打合せしますが、むげに断ることはできませんよねという話はしてございます。

○委員長（阿久津則男君） どうでしょうか、提出するというものでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） じゃ、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 事務局案では、議運の委員長が提案者ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） じゃ、議運の委員長名で出したいと思います。

次に、議会臨時会の開催についてのこれ局長、ナンバー9だよな。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はい。

○委員長（阿久津則男君） これ、何。他の議員に提出。

○議会事務局長（阿久津雅志君） これは、取扱いといたしましては、これ持ってきてはくださったんですけども、内容としましては、ちゃんと議案書早めに出せよと言ったら3日前までには出すように努めてまいりますという文書が上がって来ましたので、議運の委員の皆様こうやって目に触れることはできましたが、議員さんに振るために、次の全協の控室あたりで全議員さんにお渡しするような取り扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） お願ひしたいと思います。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そういう形で配付をしていきます。

○委員長（阿久津則男君） 全議員に配付をするということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、資料ナンバー10です。

○議会事務局長（阿久津雅志君） これは、先ほどご説明いたしましたとおり、阿波山の船橋さんという一般人の方でございます。

前回も一度小林議員が退席したときも、この方がお見えになって、そのときは小坪議長がちょうどいらっしやったので、議長に対応していただきましたが、そのときが生かされていなくて、おまえらちゃんと私の意見が通じているのかというようなことを言われまして、河原井副議長がちょうどいたので、ご対応していただきまして、お話も聞いていただきました。前は口頭だったので理解できなかったのかということで文書を持ってきたということで、これをお持ちしてきた……

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） たまたまこの27日の日が一般質問の通告日だったものですから、たまたま私がいまして、そうしたら、夕方ですかね、船橋様がお見えになりまして、こういった文書をお持ちになったと、これには2つ側面がありまして、まず質問状をいわゆる公開質問状を議長に対しての要素が1点、書いてあると思うんですけど、まずそこが1点です。2つ目にあるのが議会だよりきちっと載せてくださいと、今後は。今までの分に

ついてはいいでしょうと。ただ今後はそういうことがないように書いてある内容が、ないようにしていただきたいので、条例までできるのであれば作っていただきたいし、という話で終わったのですが、取りあえず8月27日の段階で、ある意味陳情書、公開質問状みたいなものなんではないでしょうか。それを取りあえず議会運営委員会に諮らせていただきますということで受付、受け取ったというところでもあります。

あとはほかに局長のほうではないですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はい。

○委員（河原井大介君） 一応そんな感じですよ。

○委員長（阿久津則男君） どうですか、委員の皆様方。

三村委員。

○委員（三村孝信君） これは、基本的にこの船橋さんというのは、投票の議決を履き違えている。結局、退席というのは立派な意思表示であって、白票を投ずるのと一緒なの。議会の中では退席というのはこれきちんとした意思表示であって、小林さんを弁解する訳ではないけれど、2回続けて退席したというのは、小林さんのしっかりした意思表示なんだよね。

だから、船橋さんに対しては、この議会ではこういう意思表示の仕方があると。これ当然それを説明しなければならないと思うよね。

この質問のレベルから言ったら、もうちょっとあんた議会のあれを勉強してきて、こういうことをやりなさいよというのが、議長を含め、議長にも我々にもそうだけれど、この方に説明しなければならないのではないかなど。思うんだよねこれ。これ対してだって、こういうのをこの場で取り上げるぐらいのレベルの質問なのかなというのがあるんだよね。

これちょっと、こういうのを事務局長さ、そういうきちとそういうの説明してあげてよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 説明はしたんですけど。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 先ほど三村さんおっしゃったように、国会でもそうなんですけれど、それは理解すると、重々理解すると。ただ、地域密着型の政治をやっている町ですので、ある程度そういった意思表示というのは出されてもいいのではないかなというご提案だというふうに思います。

○委員（三村孝信君） そうだね。一般の方から見るとおそらくわかりづらい部分はあるだろうけれど、ただこれはルールだから、これは小林さんの。今回は。前のときは小林さん一人だったのかな。

今回は私もそういう意思表示をしたので、それはどういうことかということ、前回に杉山議員の辞職勧告決議案が、前の前の議会かな、出ていて、再度出ているということで、半年間のうち2回の議決に対しては、いささか厳しいんじゃないかなというのはちょっと個

人的にはあったんで、ただ、小塚さんだったかな、議案提案して、政倫審できちっとした答えが出たので、もう一度やるという趣旨もよく理解できるということで、退席と意思表示をして、退席ということを選んだということなんだけれども、それは一般の方からは分かりづらいところかもしれないけれども、立派な意思表示だと自分では思う。

小林さんも恐らくそういう意味でだと思うんだけど、船橋さんというのは小林さんとよく顔見知りなのかな。そういう意味で小林さんに対してのそういうのもあるんだろうけれど。

○委員（河原井大介君） 杉山さんの同級生です。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 説明もしましたし、理解はしているんですが、だけど違うんだってね。

○委員（三村孝信君） そういう意見もあるということで了解しました。

小林さんにも伝えたらいいでしょう。

○副委員長（小塚 孝君） 私と、やはりあのときに、言われたんだよな

○委員長（阿久津則男君） 二人で来たときだね。

○副委員長（小塚 孝君） こういうことないように、やはり意思をはっきりして退席するような形で取るからなんて俺は言っちゃったんだあれな。小林さんに言っちゃったんだあのときに。

だからちゃんと本人に伝えて、退席の明確さを出すように伝えますという話ししちゃったからこういう形で2回目も来ちゃったんだかわかんないな。

○委員（三村孝信君） 退席は退席で、小林さんの明確な意思表示なんですよ、一つの。今度は来たら言ってあげてくださいよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） どうしましょうこれは、対応は確かに法的にも。

○副委員長（小塚 孝君） 本人にあれじゃないの。本人に直接情報公開か何かで質問してもらえない、議運では取り上げるわけにいかないこれは。本人退席した人に、やはり議員だから説明責任はあると思うから。

○委員（三村孝信君） じゃなかったら小林さんに直接質問状を出すとか、私に出すとか、それでいいんじゃない。それ出したら私が十分に答えるから。これを議会全部巻き込む必要はないでしょう。

○委員長（阿久津則男君） じゃ、その件は本人に。

○委員（三村孝信君） もしあれのときは、電話でもいいし、文書でもいいし、きちっと小林さんに対しても、今回私のことももしあれならば、私にもあれだけれど。この人は小林さん関係なんじゃない。

○副委員長（小塚 孝君） 議員さんは説明責任あるから、やはり議員に直接話をするとか、文書で……

○委員（河原井大介君） 1点だけ私聞いたので1点だけ確認なんですけれど、結局船橋

さんがおっしゃったのは、別にもう今までのことは別にいいんだと、今後やはりそういったことというのは、ちょっと大事な案件もあるので、ちゃんと議会だよりとかちゃんと載せていただけると町民が分かりやすいですよという提案だというふうに言ってはいました。それで、何かあれば直接船橋さんのほうに住所書いてありますが、来ていただくのもいいし、呼んでくださるのもいいし、ちゃんとお話をしたいよということは言っていましたので。

○副委員長（小唄 孝君） 今日の会議でやはりこういうふうにしたいというやはり報告しておかないと、何がなんだかこれ出してきた人に、やはり直接出してくださいとかそういう報告しておかないとまずいのではないの。情報公開を本人にするとか、行き会って、直接話を聞くとか、そういうのを議長宛てに出してもらって、それで議長が計らいをして、情報公開をするという形に今後はするという形にしたほうが。

○委員（三村孝信君） ちょっといい、非常によく分かるんだけど、ただ、この問題って議会のルールの問題であって、この退席をしてはいけないよということは絶対あり得ないじゃないですか。反対しては駄目だよというのと同じくらいのこと決断ですよ。だから、このルールは変えられないんだから、こういうルールで議会をやっていると、それで押し通すしかない。で、この人が言っているのは、船橋さん、何であんた退席したんだと。賛成反対ぐらいははっきりしろよということなんだよ。だからそれは、退席した2人の議員に聞くことであって、議会全部をあんたら退席したりしては駄目だよと、エスカレートしたらそのうち反対しては駄目だよなんてなっちゃうよ。

○副委員長（小唄 孝君） だから本人に聞くべきなんだよな。だから本人に直接聞いてくださいという会議でそういうふうに決定しましたという形で報告しないとまずいんじゃないのやはりそういうの、きちんと何もしないでかっぽって、今後は何ていったって、今後のやつの答え出していないから、今後は本人に情報公開してくださいと。

○委員（三村孝信君） ただ、ただ議長ね、今河原井委員が言ったように、今までのことはいいんだというようなことを船橋さん言っているわけでしょう。今後はどうするんだといても、今後どうするんだといわれても、退席をしてはいけないよとは言えないわけだよ。今後もこのままやるけれど、もし退席の理由を知りたいければ、退席した議員に個人的に聞いてくださいと、それしかないと思う。

○副委員長（小唄 孝君） だから大ちゃんが、やはり今日今度は話合いしたんだろうから、今後はやはり本人に聞いてくださいと今三村さんが言ったように。

○委員（三村孝信君） 大ちゃんにそれ言えってのは違うからね。あくまでも……

○副委員長（小唄 孝君） 大ちゃんがこれ受けとったんだろうから。

○委員（三村孝信君） たまたまいただけじゃんね。

それは関議長のあれで出して。

○委員長（阿久津則男君） ただ、何というか討論があるなら反対討論すれば議会だより

載るんですよ。でも、何もやらないでまた一応退席とか、だから、議会だよりはには当然載せられないですよ、理由は。

○委員（三村孝信君） だから、それでだから退席の理由も載せる。じゃ、そうしたら賛成の議員も載せる。反対の議員も載せるとなっちゃうじゃないですか。それこそね。

○委員長（阿久津則男君） もちろん載せないということで、あとは船橋さんでも誰でも疑問があった場合には直接……

○副委員長（小唄 孝君） 退席するときは討論やって退席したらいいんじゃないか。

○委員（三村孝信君） いいね、そういうのもいいよ。だから、それはやる人もいるかもしれないけれど、やらないで退席する人もいるし、いや、待ってて、そんなことやってらあれだよ、賛成する前に討論やるなんて始まっちゃうよ、駄目だよ。

賛成討論駄目だって言っているのに。

○副委員長（小唄 孝君） やはり三村くんの言うのはもっともだと思うんだよな。でも、やはり大ちゃんが請け負ったから、やはりそういう形で今後直接本人に情報公開とかやはりそういう形で、あとは、2回目だから俺のときには何も答え出さないで。

○委員長（阿久津則男君） 議長名で出すようでしょうよ。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 私も、よく船橋年男さんのことも知っているし、それでゴルフもたまにやるんですよ。そういう中で、そういう話も出ていたんですね、確かに。

これも事務局のほうにこれを持ってきたということですので、それで、例えば今三村委員のほうからそういう選択肢がちゃんとあるんでしょうと、これはもう認められている白票ですよ。確かにそうです。ただ、私が1つ思うのは、全て認められているから、それでいいということよりも、例えばこの間の何ですか、半沢直樹のドラマでもやっていたけれど、やはりその組織の常識と、それと世間のやはり常識というのは一致しないとやはりこういう問題というのが出てくると思うんです。ただ、法的にはそれは退室することは権利がそういうものがありますよというのは、それは、船橋さんもちちゃんと分かっていたんです。それは俺も何回も言って、前にも小唄議長の時にも言って、小唄議長にもそれは聞いてきたと。ただ、俺らは大工さんやっていますから、大工やっていて、それで、お金もらってやっているのに、加藤木君らだって頼まれてやっているんだって、それなのに、ただそういう権利があるからって賛成も反対もちちゃんとした意思表示、白票も意思表示かもしれないけれども、だけれども、それを出せないというのは、おいらはちょっと納得がいかないなということは、正直言って聞いたことあるんです。でもそういうのは、船橋さんあるんだよということは、私も言いました。でも、いやおまえは給料もらってんだっぺと。だったらば、どっちかにしたらかっぺ。それでもしそれが退室するんであれば、ちゃんとやはり議会で出しているやつにも、どういう理由で退室するんだと。そのことを書けばいいんじゃないのと。ということは言われたことがあるんだよね。ですから……

○委員（三村孝信君） いい。いやそれは、一般論はそういうことだよ。一般論で、ただ、議会はあくまでもルールの中でやっていることで、その退室するのを悪いみたいな言い方はだめだよ絶対に。それは、そこは議場ではっきりさせておかないと世の中というのは、そういう一般、誰もが言っているんだから何とかだとか、コロナのうわさではないけれど、このきちとしたルールの中で行われていることは、逆に言えば退席した小林さんを守ってあげなければならないのが議会の立場なんだよ。そこをはき違えてはいけないというのが私の、あくまでも。これ、私が今回退席したから言っているわけじゃないよ。退席していなくても、しているしていないに関わらず小林さん、前回の小林さん、今回の小林さんに対して、同じ意見は持っている。だから、これをいつまでもここで話し合っていたって、堂々巡りでね、これ船橋さんの立場でものを言う人もいる、小林さんの場合に立っている人と、しかし、それは何かといたらルールだよ。このルールだけはきちっと守ってあげなければいけない。それは分かるでしょう。

○副委員長（小嵜 孝君） じゃ、ルールつくっちゃえば。退席はするときには理由を述べる……

○委員（三村孝信君） いや違うって、それは駄目だよ。退席という選択肢があるんだからそれをきちっと認めなさいということは当たり前のことなの。

○副委員長（小嵜 孝君） ここでルール決めてしまえば、ルールになっちゃうだろうから。

確かに2回目なんだな、こんだな。

○委員（三村孝信君） 何回目だろうが言っていることが間違っていたら駄目だよ。

○委員長（阿久津則男君） これ議会だよりも載せていただきたいというこの部分はどうですかね。

○議長（関 誠一郎君） 議会だよりはこの間の辞職勧告やったときに、賛成何人、反対何人、退席2人と saying いた。結局あと賛否のところは欄に結局出た人は分かるんですよ。だから私はそれする上で議会の三村さんが言うようにルールの中で結局その人の名前を公表したわけであって。

それと同時にこういう文言で条例化するのは、ちょっとナンセンスだなと、やはり議会議人としてみんなマナーを守って運営している中で、条例まではどうだろうというなことは考えますよね。

それと同時にやはり議員に与えられた権利もあるよね。やはり白黒つけたくないと。それをまた議会だよりも載せようかと思ったらそれはちょっと無理な話だと思うんだよね。そうしたらみんな結局、白票の人私の考えも議会だよりも載せてもらおうかというような話に藤咲さんの話ではないけれども、そのような話に延長されがちであると。だから議会だよりとしてはちゃんと名前が公表されていると、条例化に関しては無理ということで、回答書を出せばいいんじゃないですか。この書類。

○委員（三村孝信君）　こんなの議歩する必要ないよ。そんなに、だから関議長が言うとおりでそれでいいんだよ。

○委員長（阿久津則男君）　確かに議会だよりに退席2人って結構大きな字で書いてありましたよね。確かに報告はしてある。

○委員（三村孝信君）　それ以上何か知りたかったら、退席した議員にこの方が直接尋ねたらいいんだよ。それ以上議会、これは議員が関わるレベルの話ではないでしょう。

○議長（関　誠一郎君）　ルールの問題ではない。

○委員（三村孝信君）　ないよね、全然ない。

○委員長（阿久津則男君）　じゃ、最終的には退席した人に直接……

○委員（三村孝信君）　理由があるなら聞けど、その代わり議会だよりなんかには載せる問題ではない。

○委員長（阿久津則男君）　委員の皆さんはどうですか。

　　そのような形でよろしいですか。

　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君）　反対もないようなので、そのようにしたいと思います。

　　じゃ後で議長名でよろしくお願いします。

　　それでは、最後に（7）その他であります。委員の皆様方から何かありますか。あるいは事務局から何かありましたらお願いしたいと思います。

　　〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（阿久津雅志君）　はい、じゃ事務局からでございます。

○委員長（阿久津則男君）　事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君）　毎回定例会最終日に上程してございます閉会中の議会運営委員会の所掌事務調査についてでございます。

　　会議規則第73条の規定によるものでございますが、今回の定例会最終日に上程してよろしいかご審議いただきたいと存じます。

○委員長（阿久津則男君）　どうでしょうか。

　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君）　それでは、異議なしということで……

○副委員長（小唄　孝君）　これ今のやつ出しているも金の無駄使いみたいで1回も開かれてないし。

○議会事務局長（阿久津雅志君）　これは、今私が議運だけはやらないと駄目なんです。

○副委員長（小唄　孝君）　議運のときは。

○議会事務局長（阿久津雅志君）　会期中しか委員会って開催できないんです。

　　この議運というのは、今会期中ではないのに議運は開いている。

○副委員長（小唄　孝君）　議運はしょうがないと思うけれども、常任委員会か何か。

○委員長（阿久津則男君） 局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 今私が言ったように、議運は必ずこれ閉会中の所掌事務調査をやって、こうやって議会前に次の議案の議運を開くためにこれ必要なことで認められているんですが、ほかの委員会うちの議会は所掌事務調査をよろしいか異議なしでやっていますけれども、あれは正式にいうと開けないんです。委員会というのは会期中にしか開けない。で、開く場合は、議長に継続調査みたいに百条委員会もそうですけれども、題目を決めて、これについて期間外に開催してよろしいというのを取るんです。なぜかもう私が来たときから閉会中の所掌事務調査で何でも委員会が開催できるような流れになっているんですが、ですから何か問題があると、委員会招集だと言っていますけれども、ほかの市町村はちょっとぼかんとしている感じのような状況です。

○委員長（阿久津則男君） 以前1回もめたことがあったよね。それ開けないのに開いちゃったとか、あったんだよね。調査で。教育産業の日かな。庁舎か何か、中学校の校舎か何か。それで、それをやっておかないと駄目だということになって毎回毎回……

○議会事務局長（阿久津雅志君） 本来であれば、会期中にこの議題について閉会中の審査を出さなければいけないんですけど、これがうちの議会のマイルールなのかなと思っていましたけれど。

○委員（三村孝信君） これ常北のルールだぞ。小塚さんら、ずっとそうだった。

○副委員長（小塚 孝君） 違う、中学校の建設やって……

○委員（三村孝信君） 違う違う、こういう所掌事務が云々のが違う。

○副委員長（小塚 孝君） 違う、最近だよ、合併してから。

○委員（河原井大介君） それは本庁舎ですね。

○委員長（阿久津則男君） 本庁舎だっけか。1回開いちゃったもので。

○委員（三村孝信君） あれか、庁舎の。

○委員（河原井大介君） 当時私が総務の副委員長だったんですけど、そのときに継続するのにどうしたらいいかというので、今の話です。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ついこの間も大洗町からそういう相談がありまして、やはり開けないよねなんて声があって、うちはマイルールでちょっとやっているんだと言ったら笑っていました。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 以前、臨時会か何かで議会のタブレット、タブレット議会の予算が通るか通らないという話があったと思うんですけど。あれ議会運営上は今どういうふうな。

○委員長（阿久津則男君） 局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 今回の予算に載っているような載っていないような、載っているとは思いますが、台数とかそれがちょっと詳しく読み取れないので……

○委員（三村孝信君） 載っているの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はずなんですけど、分からないんですよ。

○委員（河原井大介君） 委員長すいません。

となると、議会運営委員会を1回開いて、きちっと1回どれくらいになるか決めないとちょっと後々問題になるかなと思ったんですよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 私の方もこれどちらがそちらで取ってくれるのかというんですけど、議会事務局で予算出すのかというから、こっちでよりも、そちらで議会の分と出してよというお願いをして、入っているはずですよ。

○委員（三村孝信君） 入っているはずって、どこで、総務で取っているの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） いやまち戦ですね。

○委員（三村孝信君） まち戦で取っているんだ。

○委員（河原井大介君） そうしたら12月からできるんですかね。

○議会事務局長（阿久津雅志君） いや……

○委員（河原井大介君） そういうわけではないんですね。

○委員（三村孝信君） 今、あれなんだっけ、ソフト、アプリ使えばすぐにもできるんじゃないの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） できますけれど、訓練が必要で……

○委員（河原井大介君） 特訓しなければいけなくて。

○議会事務局長（阿久津雅志君） これだけの議案を東海村さんも始まっているんですよ、今年から。やはりその資料をもらってこの予算に反映させたんですが、これを読み込ませて電子化するのはどっちがやるのかとか。議員さんだけだったら我々調整するけれども、執行部側と議員さんと、連携をどうするかと。

○委員（三村孝信君） 過渡期だからね。将来はだからタブレットだけになればこういうのが要らなくなるわけでしょ。全く。だから公文書、文書管理なんかも変えればいいわけだろうよ、デジタルに。

○議会事務局長（阿久津雅志君） この中のものは全部デジタルで入るけれども、自分で持ってきた資料とかは、やはり手書きのものとかを両方見ながらになるのかなとは思っています。

○委員（三村孝信君） 執行部とかね。それはね、可能性はある。

ただ、こういう後々まで残る文書に関しては、デジタル化してしまえば、こんなに重いものを持ち歩かなくて済むじゃない。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 東海村さんは、これを全部読み込ませてファイルにしたら、議会前に議員さんは、自分で来てくれと、役場に来てくれと、そうするとここでダウンロードして持って帰っていくというような流れにするみたいです。

もしインターネット上に流せるのであれば、自宅にいてもダウンロードできる。

- 委員（三村孝信君） その辺ちょっとあれか、W i - F i 環境がないと通信料がかかってしまうから。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 通信料は3ギガぐらいまで予算としては入れます。議案第59号の補正予算の。
- 委員（三村孝信君） 59号。
- 委員（河原井大介君） ここに書いてありますね、798万。
- 委員（三村孝信君） いや、いいのがあるの。いいのがあるっておかしいけど、どうせならハイグレードのほうがどっちみちあれ5年ぐらい使うともう古くなるから、6年更新だから大体。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 我々としては、このA4サイズの大きいのを要求したんですが、駄目だと、もっと小さいのだった。
- 委員（三村孝信君） ちっちゃいのになったの。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） いや、なったんですが、こうやりとりして、何とか大きいのに。
- 委員（三村孝信君） あのね、高齢化しているんだから目が見えないよ。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） いや、それを、そこに押し付けるのによりすごい大変なんです。
- 委員（河原井大介君） その議論も議運でちょっとしなきゃいけないのかなと思っているんですけど。
- 委員（三村孝信君） やっと動き出したんだ、よかったじゃん。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 今回は、このコロナ関係でこれも100%国の金だと思います。
- 委員（三村孝信君） 国の金なの、全部。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） のはずですよ。
- 委員（三村孝信君） そんなに国金使っちゃって大丈夫なの。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） だから学校関係も入れて、ここも入れて、いわゆるコロナで通信でやっているイメージで、全部これも国からくるはずですよ。
- 委員（三村孝信君） そんなにあれだったら、委員長一番いいやつを国からなんだから、ケチったりする必要全くない。
- 委員長（阿久津則男君） やはりさっきの藤咲さんの傍聴人に配るしかないのだからそうになったら。
- 委員（河原井大介君） だからタブレット用意しておけば見られますから。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） タブレットも渡して傍聴人用もつけるのか、傍聴の席にテレビつけるのかななんて言っているんですけど、そこまでは話聞いてくれていないようです。

○委員（河原井大介君） タブレットで十分ですよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） まあ、置いておいて、本当タブレット貸して、めくると一緒にめくられるから見られるイメージなのかなとは思っているんですが。

○委員（三村孝信君） 委員会なんかもあれだな、遠隔でリモート委員会になるな。これはいいことだ。

○委員長（阿久津則男君） 先ほどの、藤咲議員の質問に関しては、これ議長名で出すんですよ。3人の名前来ていますけれども。

○議長（関 誠一郎君） 3人の名前を出したら。

○委員長（阿久津則男君） 議長名で。

ほかにないでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○委員長（阿久津則男君） それでは、以上で当委員会に付議されました会議案について審議を終了いたしましたので、ここで、閉会に当たりまして、小塚副委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

○副委員長（小塚 孝君） 令和2年9月の定例会の議運、議会運営委員会会議の慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時12分閉会